

社会福祉法人むつみ福社会

令和6年度 事業計画

令和6年4月1日

令和6年3月15日 第204回理事会承認

令和6年3月25日 第121回評議員会承認

【法人全体】

1 事業推進理念

法人設立の理念である「愛知県重症心身障害児（者）を守る会」の基本理念『最も弱い者を一人ももれなく守る』ことを念頭において、障害者・家族・地域・職員が結び合った施設とし、重度障害者の生きがい保障と豊かな未来をめざす。

2 基本姿勢

(1) 支援のあり方

- ① どんな重度障害者も自立をめざす。
- ② どんな重度障害者にも成長を促す。
- ③ どんな重度障害者も地域での生活を推進する。

(2) 経営方針

- ① 中長期の見通しを持つ。
- ② 健全な財政運営をめざす。
- ③ 地域における施設・事業に対する理解をさらに深める。
- ④ 職員の支援力向上を図る。

3 推進する事業

- (1) 障害福祉サービス事業「むつみグリーンハウス(生活介護)」
 - (2) 相談支援事業「中区障害者基幹相談支援センター」
 - (3) 相談支援事業「障害者相談センター 一歩」
 - (4) 障害福祉サービス事業「なごみ居宅サポートセンター」
 - (5) 移動支援事業「なごみ移動サポートセンター」
 - (6) 精神障害者地域活動支援事業「あかもん」
 - (7) 医療型障害児入所施設「名古屋市重症心身障害児者施設」
 - (8) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(療養介護)」
 - (9) 障害福祉サービス事業「名古屋市重症心身障害児者施設(短期入所)」
- * (7)～(9)は、「ティンクルなごや」の事業

4 運営方針

(1) 既存事業所の安定した事業運営の推進・充実

当法人が運営する事業所を利用される利用者やご家族からの期待に応えられる事業運営を目指す。

特に、安定的な収益の確保と支援機能の強化の均衡を図るとともに、包括的で一体的な支援を図るべく、法人内事業所間の連携強化を進める。

また、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みの推進など、社会福祉法人が果たさなければならない使命を全うする。

(2) なごみ居宅・移動サポートセンターの休止及び廃止の検討

法人の基幹事業であるむつみグリーンハウスの人員の課題が顕在化したため、その立て直しにはなごみ居宅・移動サポートセンターに在籍する職員の異動が必至と判断し、現在利用されている方の他事業所への引継ぎが完了でき次第、同センター事業を休止する。

また、休止期間は原則6ヶ月で、6か月以内に再開が見込まれない場合は廃止となる。令和6年度当初において、むつみグリーンハウスの人員の課題の解決には半年以上の期間を要する可能性が高く、廃止の検討が必要である。

(3) 公益を目的とする事業の取り組みについて

公益を目的とする事業として、日常生活用具給付等取扱事業を行う。

日常生活用具給付等取扱事業は、ティンクルなごやの長期利用者の日常生活用具(紙おむつ等)の取扱いに限定した事業を継続する。

(4) 人材育成・確保・定着

各事業所の支援内容に応じた知識や技術の向上を目的とした研修参加や自己研鑽ができるよう環境を作る。

次代を担う優秀な人材確保に向け、職員による福祉・看護系学生に向けた講座ガイダンスの実施や、即戦力人材の確保に向け、ホームページ等を活用した情報発信を継続する。また、全国的に新卒者確保が困難な状況を鑑み、外国人の採用ができる職場環境作りを目指す。令和7年度～8年度中には採用ができるようにノウ・ハウの蓄積を始める。

また定着に向けて、風通しの良い職場風土の醸成など働きやすい職場環境の整備に引き続き務める。

(5) 地域における公益的取り組みの推進

それぞれの事業所の状況判断を尊重し、その事業所の機能や役割を意識した取り組みを目指す。

コロナ禍以前の同じ内容の取り組みを再開させるという考え方ではなく、コロナ禍に創意工夫して実施した取り組みや、安心安全を守る対策を講じた上でできる新たな発想やアイデアを集結させた企画や活動を行う。

(6) 新規整備事業の推進

グループホーム事業は、令和7年2月頃の運営開始に向け準備を進める(主なスケジュールは後述)。

なお、人員の課題により新規整備事業の計画を見直し、放課後等デイサービス事業の実施は見送る。

(7) 法人全体の安定経営の推進

すべての事業で予算を意識した収支管理を徹底し、業務の効率化や支出の見直しなどを通じ法人全体の一層の経営安定化に取り組む。

(8) 委託事業、指定管理業務の次期応募について

令和5年度末で受託期間が満了となった中区障害者基幹相談支援センター及び精神障害者地域活動支援事業は、名古屋市の方針で令和6年8月31日まで随意契約での現行契約延長となり、次期開始は令和6年9月1日からとなった。このスケジュールに合わせ、令和6年度9月以降の受託に向けた準備を行う。

また、名古屋市重症心身障害児者施設の指定管理の受託期間が令和6年度で満了となるため、次期公募に向けた準備を行う。

(9) 女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の実施

令和4年度に定めた令和6年度までの一般事業主行動計画を引き続き実施する。

(10) 障害者虐待防止の更なる推進及び身体拘束等の適正化の推進

令和4年度に引き続き虐待防止委員会を運営し、障害者虐待防止の更なる推進及び身体拘束等の適正化の取り組みを継続する。

(11) 感染症や災害への対応力強化について

感染症や災害への対応力強化を目的に作成した業務継続計画(BCP)の運用を開始する。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的提供できる体制を構築する。

【参考】グループホーム整備の主なスケジュール（予定）

令和6年

3月 理事会・評議員会(事業計画承認)

5月 物件の選定・契約

設置費補助金申込(名古屋市)

理事会(定款(基本財産の追加)、
経理規程変更、予算)

6月 評議員会(定款変更、予算)

9月 理事会(就業規則、給与規程等変更)

11月 指定申請提出(名古屋市)

令和7年

2月頃 開所予定

【生活介護事業所 むつみグリーンハウス】

＜全体の方針＞

利用者一人ひとりが楽しみや生きがいを持って取り組める魅力ある日中活動を展開する。さらに、個々の自立やニーズに合わせた個別支援計画を作成し、個別的配慮の上で、集団活動の場を提供する。利用者が生きがいを感じることができるよう、作業や取り組みなど充実した支援を行う。

1 作業型

作業を中心に日中活動を送る中、利用者への働きかけを通して自己決定できる環境をつくり、自己決定したことを実現できるよう支援する。

さらに、その過程においては、成功の喜びを味わうだけでなく、満足できなかったことや失敗から得られる経験の大切さを受け止め、次の挑戦に活かすことができるよう支援する。

一方、近年は利用者の加齢に伴う障害の重度化が進んでおり作業効率の低下は否めない。特に木工商品の製作には影響が出ている。こうした現実を受け止め、職員と利用者で十分な協議の上で今後の作業の在り方の検討を始める。

(1) 作業支援

- ① 利用者の障害特性に合わせた作業の提供を行ない、やりがいをもてる環境を作る
- ② 製造・納品・販売・福祉協力店事業などの作業を通して、地域社会や人とのつながりを実感し社会参加ができる環境を維持する

(2) 生活支援

- ① 個々の嗜好的ニーズに応じた取り組みやグループ活動、季節的行事を取り入れ、作業とのメリハリをつけることにより日中活動の相互的充実を図る。
- ② 身体機能の維持を図るため、必要に応じ嘱託医の診察や理学療法士の助言・指導をもとに体操などの個別プログラムを計画し、継続して行う。

2 日中活動型

利用者の個々の状態やニーズに応じたメリハリのあるプログラム（午前は活動的、午後は身体ケア）を設定し、興味や意欲を引き出せるような支援を行なう。また、外部講師を依頼し、より専門的な活動も取り入れる。

- ① 日々の健康状態の確認や排泄、摂食等の支援を行い、生活リズムの安定化を図ることで、健康で充実した生活へと繋がるようにする。
- ② 集団でのレクリエーションを中心にプログラムを工夫する。また、季節を感じられるプログラムを立案し、身体機能や感覚機能の維持、向上を図る。
- ③ 音楽療法士、創作活動の講師による活動を取り入れ日中活動の幅を広げる。
- ④ 嘱託医の診察や理学療法士によるリハビリ指導、さらには法人内の医療スタッフへのアドバイスなどを参考に、機能訓練や「ふれ足体操」などの弛緩的マッサージも取り入れながら身体機能の維持を図る。

3 生活介護事業全体

(1) 職員研修・人材育成

① 虐待防止に係る研修等

<OJT>

・中区障害者基幹相談支援センター、あかもん、一歩と合同で研修会を2か月毎に実施する。(マネージメント研修)

<OFF-JT> (県や市、市社協などが主催する外部研修へ参加する。)

・権利擁護(障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度、合理的配慮)
・障害特性についての研修

② その他必要な研修への参加

・防災研修
・感染症対策研修

(2) 嘱託医との連携

① 月に1度、嘱託医による診察を行ない、身体状況の把握に努め、日々の生活や活動の中で配慮する。

② 感染症について、情報収集から感染症対策の相談を行い感染拡大防止に努める。

(3) 実習生の受け入れ

社会福祉士や介護福祉士、教員資格取得に必要な介護等体験実習の受け入れを積極的に行う。

(4) ネットワーク作り

① 中区障害者自立支援連絡協議会へ参加する。

② 市内の特別支援学校との連携を図る。

③ 区内や重度障害者が通所する生活介護事業所と情報交換、情報共有を行う。

4. 利用人数見込数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期
作業型	400	405	388	413	349	387	2,342
日中活動型	397	404	385	408	401	421	2,416
合計	797	809	773	821	750	808	4,758
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期
作業型	405	388	385	372	362	390	2,302
日中活動型	434	420	421	420	384	398	2,477
合計	839	808	806	792	746	788	4,779

【障害者相談センター 一步】

<全体の方針>

利用者が住み慣れた地域で安心した生活が過ごせるよう相談支援体制の充実に努める。また、障害者基幹相談支援センター等の各相談機関や病院、地域の関係機関等との連携を図りながら、利用者が障害福祉サービスを円滑に利用できるよう支援する。

1 事業の内容

(1) 基本相談支援

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの生活に応じて訪問、外来、電話等で相談支援を行なう。必要に応じ、生活に必要な情報の提供やサービス利用の調整などを行う。

(2) 計画相談支援及び一般相談支援

利用者の自立した生活を支えることができるサービス等利用計画の作成、適切なサービス利用や課題の解決に向けた継続サービス利用支援（以下、「モニタリング」という）を行う。

計画相談支援は、障害福祉サービス事業所をはじめ、障害者基幹相談支援センター、保健センター、区役所等と連携し、利用者のニーズの実現を目指す。

モニタリングでは、立案したサービス利用計画を基に、新たに発生した課題や不安や悩みの解決はもちろん、より充実した生活が送れることを目標にした継続支援を行う。

一般相談支援では、まだ実績がないため、施設や病院での生活から地域生活に移行を希望する障害者の住居の確保、生活に関する相談を中心に必要な支援、支援に必要な情報収集などを行う。

2 契約者数

契約者数は下表の見込みである。既存の利用者への支援が滞らないことを念頭に置きながら新規利用者獲得を目指す。

【障害種別内訳】

(単位：人)

	身体	知的	精神	発達	難病	児童	合計
令和6年度見込数	89	92	13	4	1	0	199(*)

(*)重複障害がある利用者81名を含む。

契約者実数118名を目指す。

【計画作成見込数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本計画	11	10	3	9	14	6	9	9	6	9	10	9	105
計画案	10	3	9	14	6	9	9	6	9	10	9	12	106
モニタリング	25	20	29	24	25	27	30	22	35	29	22	22	310
合計	46	33	41	47	45	42	48	37	50	48	41	43	521

3 法人内事業所との連携

当事業所の利用者の半数以上が法人内事業所の利用者であることから、法人が経営する障害福祉サービス事業所との連携を図り、充実した生活環境づくりを支援する。

事業所間で情報共有がしやすい環境である強みを活かし、利用者ニーズの実現はもちろん、生活課題や問題の解決などにも速やかに対応ができるようにする。

4 職員研修・人材育成

- (1) 中区障害者基幹相談支援センター、あかもん、むつみグリーンハウスと合同で研修会を2か月毎に実施する。
- (2) 県や市など外部団体が主催する研修に積極的に参加する。
- (3) 医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を受ける。
- (4) 中区自立支援連絡協議会の相談支援部会に参加し、相談支援技術を高める。
また、ネットワーク部会等他の部会にも参加しネットワークの拡大を図る。

【中区障害者基幹相談支援センター】

＜全体の方針＞

令和5年度末で受託期間が満了予定であった基幹相談支援センター事業は、令和6年8月までは随意契約での現行契約延長となった。

令和6年9月以降の契約は次期事業者選定の公募が予定されている。よって、次期事業者として応募し、名古屋市中区における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者（児）とその家族の地域における生活を支援し、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図れるよう取り組む。

また、令和6年9月からの新契約から地域生活支援拠点事業の連絡調整の業務が追加されるため、地域連携コーディネーターを新たに配置し業務を行う。

1 事業内容

（1）総合相談

障害者（児）及びその家族等からの相談に対する障害種別を問わない必要な支援

- ア 福祉サービスの利用支援
- イ 社会資源を活用するための支援
- ウ 社会生活力を高めるための支援
- エ ピアカウンセリング
- オ 専門機関紹介 等

（2）処遇困難な障害者（児）への相談支援

ア 複数の専門機関との連携を要したり、複数の課題をかかえたりするなど、通常の障害福祉サービス等の利用では解決に困難を要するなどの相談支援

イ 計画相談支援

【障害種別】 令和6年4月予定

【居住区】

身体	知的	精神	難病	児童	合計
4名	4名	4名	0名	4名	16名

中区	合計
16名	16名

※ 重複障害者 1名

【計画作成見込数】 ※（ ）は児童の見込み数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本計画	1 (1)	0	1	7 (2)	0	0	1	1	0	2 (2)	1	2	16 (5)
計画案	1	1	7 (2)	0	0	1	1	0	2 (2)	1	2	0	16 (4)
モニタリング	2	3	4	4	4	9 (4)	2	4	9 (2)	3	2	10 (4)	56 (10)
合計	4 (1)	4	12 (2)	11 (2)	4	10 (4)	4	5	13 (4)	6 (2)	5	12 (4)	88 (19)

(3) 地域環境作り（別紙の中区障害者自立支援連絡協議会体制図参照）

ア 中区自立支援運営協議会の運営

イ 中区内の相談支援事業者（指定特定相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者）をはじめとする関係機関とのネットワークの構築

(4) 人材育成

ア 中区内の相談支援事業者に対する訪問等による指導及び助言

イ 中区内の相談支援事業者等に対する研修会の企画及び運営

(5) 地域移行・地域定着支援

ア 障害者支援施設、精神科病院及び矯正施設等からの地域移行に向けた普及啓発及び地域相談支援対象者と指定一般相談支援事業者との間の連絡

イ 地域生活を支える上で必要な社会資源の把握・開発

ウ 研修会や講演会を通じた地域住民への障害理解の普及、啓発

エ 指定一般相談支援事業者に対する地域相談支援に関する指導及び助言

(6) 権利擁護

ア 養護者による障害者虐待の防止の取り組み及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者への相談、指導及び助言（障害者虐待相談センターや行政機関等との連携を図る）

イ その他権利擁護のために必要な援助及び取り組み（障害者・高齢者権利擁護センター及び成年後見あんしんセンター等との連携を図る）

(7) 障害福祉サービス利用に係る利用者等からの苦情受付等の対応

(8) 障害支援区分認定調査

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中区	24	25	29	21	28	27	21	21	34	27	19	28	304
他区	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
合計	32	33	37	29	36	35	29	29	42	35	27	36	400

(9) 障害者賃貸住宅入居等サポート事業による入居支援

(10) 障害者自立支援配食サービスのアセスメント等（更新予定数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
身体	3	2	0	1	0	0	1	4	3	0	1	2	17
知的	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
精神	5	3	4	0	3	2	0	2	1	2	0	5	27
難病	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
合計	8	8	4	1	3	3	1	6	5	2	1	8	50

(11) 地域連携コーディネート事業

地域生活支援拠点事業が全市域に拡大される名古屋市の計画に対応するため、各区の基幹相談支援センターに地域連携コーディネーターの人員費が加配され、令和6年9月より配置が義務化される。

このことを受け、当センターも以下の業務を行う。

ア 業務内容

- ・医療的ケア児等に関する各種相談への総合的な対応及び地域で障害児支援を協議する場の充実
- ・地域に出向いて社会資源の把握・調整を行い、障害者やその家族と社会資源を適切に結びつけるコーディネートの実施
- ・アウトリーチの実施による支援ニーズの掘り起こし

イ 地域生活支援拠点事業との連絡調整

- ・地域生活支援拠点事業所や地域生活支援推進事業所、相談支援事業所との連携体制の構築（自立支援連絡協議会における情報・課題共有など）
- ・緊急時の受け入れや体験利用の調整
- ・短期入所の利用に係る啓発

(12) 医療的ケア児等コーディネート事業

医療的ケア児及びその家族への支援体制を構築するため、名古屋市内すべての障害者基幹相談支援センターに各1名の医療的ケア児等コーディネーターの配置が義務化される。そのため、令和6年度中に医療的ケア児等コーディネーター養成研修を既存の職員に受講させ、体制を整える。

(13) よりみちサロン

ア 令和6年度は月1回のペースで開催する。

イ 「ボラネットなかまんなか」の会議やイベントへの参加・協力を行う。

(14) 区内・市内の各種会議への参加

- ア 各種会議への参加依頼があった場合には、必要に応じて会議に参加する。
- イ 現在、名古屋市地域支えあい事業については「橘学区」に参加をしている。令和6年度は「大須学区」「平和学区」「松原学区」「正木学区」についても参加する。

(15) 講師派遣

講師派遣の依頼があった場合は、必要に応じて派遣を行う。

2 運営事業の対象者

原則として中区域内の障害者(児)とその家族、担当区域内の事業者等とするが、必要に応じて中区域外の障害者(児)とその家族への支援も行う。

3 職員研修・人材育成

- (1) 「あかもん」「むつみグリーンハウス」「一歩」との合同で研修会を2か月毎(奇数月)に実施する。
- (2) 県や市、市社協などが主催する外部研修に積極的に参加する。

4 職員ミーティング

月1回(第4水曜日)に基幹センタースタッフが集まり、業務を遂行するために必要な情報交換や協議を行う。

5 精神障害者地域活動支援事業「あかもん」や他機関との連携

「あかもん」と連携し、精神障害者の地域生活を支えるための医療・福祉及び地域のネットワークの構築に努める。また、精神障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行う。

具体的な普及啓発活動として、鶴舞こころのクリニックやピアサポーター(当事者)、中保健センター等と定期的な会議を開催しながら進める。また、ピアサポーターの交流を深めるため定期的に交流会を東ブロック単位で実施する。

6 事業提携(スーパーバイズ契約)

(1) 提携病院

鶴舞こころのクリニック(精神科・心療内科)

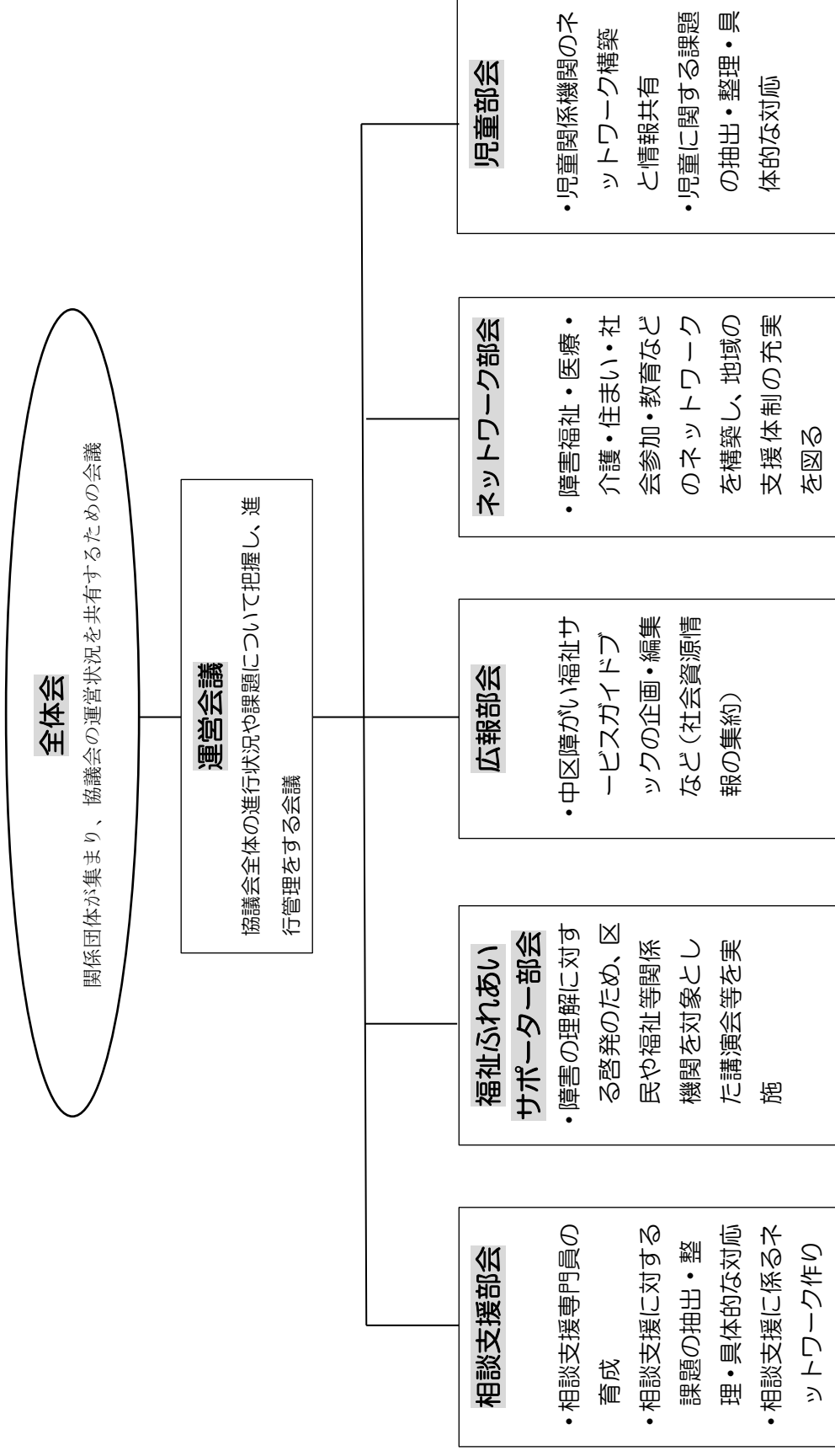
(2) 提携内容

必要に応じてクリニック院長及び精神保健福祉士(ワーカー)等より精神障害についての専門的な助言、指導

- ア 精神障害についての専門的な指導、助言
- イ 精神障害についての研修の企画、運営補助
- ウ 必要に応じて訪問、来所者への相談支援補助
- エ 自立支援連絡協議会への協力、助言

中区障害者自立支援連絡協議会組織図

障害のある方が地域で安心して生活するために「人と人をつなぎ、地域課題を地域で共有し、解決に向けて地域で協働する場」です。障害福祉に関係する者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民などありとあらゆる方が、地域づくりのために協議し取り組みます



令和6年度 中区障害者自立支援連絡協議会 活動計画

計 37回

【部会】

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
相談支援部会	6回/年 (第4火曜日午後)	区役所、保健C、中央療育C、社協、いきいきC、各特定相談事業所、	<ul style="list-style-type: none"> • 社会資源情報の共有 • 各相談事業所の困っているケースの共有・協議 • 事例検討会 • サビ管、サ責との交流会
福祉ふれあいサポーター部会	7回/年	社協、民児協代表 各障害団体、保健C ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> • 安心安全快適なまちづくりフェスタへの参加 • 学区への啓発活動計画作成
広報部会	5回/年	区役所、社協、通所施設代表	<ul style="list-style-type: none"> • 中区障害福祉サービスガイドブックの更新
ネットワーク部会	7回/年 (検討委員会3回)	協議会登録事業所	<ul style="list-style-type: none"> • 研修会 • 検討委員会（部会の内容検討、課題検討）
児童部会	6回/年（中区）	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> • 学校との交流会の開催 • 中区福祉教育連絡会への参加 • 中区内小中学校福祉体験プログラムへの参加 • 研修会 • 事例発表会

【運営会議】

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
運営会議	4回/年 (5,8,11,3月)	福祉課、保健C、社協 いきいきC、民児協代表 各部長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源情報の集約 ・協議会の進捗状況確認 ・地域課題の整理・課題の抽出・検討

【全体会】

名称	開催頻度	参加機関	今年度の主な活動
全体会	2回/年 (6月 12月)	協議会登録事業所	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部</div> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画 活動報告 社会資源情報 制度施策情報 </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二部</div> <ul style="list-style-type: none"> 研修会 </div>

【あかもん〈精神障害者地域活動支援事業〉】

〈全体の方針〉

令和5年度末で受託期間が満了予定であった精神障害者地域活動支援事業は、令和6年8月までは随意契約での現行契約延長となった。

令和6年9月以降の契約は、基幹相談支援センターと同様に次期事業者選定の公募が予定されている。よって、次期事業者として応募し、精神に障害のある方が安心した地域生活を送り、気軽に利用ができるような「居場所」「活動の場」作りをこれまで通り継続する。

特に令和6年度は、現在のプログラムの内容や回数の見直し等を行ない、登録者35名、平均利用者数7名を目指す。

1 事業の運営方針

- ① 人としての主体性を尊重し、生きがいのある生活と自立を支援する。
- ② 地域に根ざした事業運営に努める。
- ③ 福祉関係機関や多くの社会資源と連携しながら、精神に障害のある方の地域生活を支援する。
- ④ 障害者基幹相談支援センターやスーパーバイズ契約を結んでいる「鶴舞こころのクリニック」との連携を図ることで、より専門的な障害に配慮した安心感が得られる対応ができるような場所作りを行う。

2 利用対象者（①又は②の該当者で、③に該当する方）

- ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② 精神科・心療内科で治療中の方
- ③ 利用について主治医の同意が得られる方

3 事業の支援方針

精神に障害のある方が地域でいきいきとした生活を過ごせるように、必要な情報提供や仲間作りなどの支援を行なう。気軽に立ち寄れて、くつろいだり、相談したり、プログラムの参加や生活支援サービスを利用する中で自分らしい生活を応援する

4 事業の実施方針

（1）直接処遇業務

ア 創作的活動又は生産活動の機会の提供に関する業務

- ① 毎月のプログラムについては、職員が一方的に決めるのではなく、面談やアンケート、「プログラムミーティング」など利用者のニーズを確認しな

から決定する。「プログラムミーティング」は参加しやすいように回数や時間帯を調整する。また夕方の利用者向けに 16:00~17:00 の時間でプログラムを検討する。

② 季節を感じられるようなプログラムを設定する

月	室内プログラム	外出プログラム
4月	春を感じる飾り（春）	
5月	端午の節句飾り	【外出】名城公園
6月	食中毒勉強会	
7月	絵手紙（暑中見舞い） 七夕飾り 納涼会【イベント】	
8月	うちわ絵付け	
9月	防災訓練 十五夜飾り	【外出】美術鑑賞
10月	ハロウィンパーティー【イベント】 絵手紙（秋）	
11月	紅葉飾り	【外出】クリスマスコンペ
12月	クリスマス会【イベント】 絵手紙（年賀状作り）、感染症勉強会	
1月	絵手紙（寒中見舞い） 正月飾り/正月遊び	【外出】初詣
2月	節分飾り	【外出】節分
3月	防災訓練	【外出】お花見

③ プログラム内容

音楽活動	「音楽鑑賞」等
体力作り	「散歩」「外出（地域イベントへの参加など）」等
娯楽活動	「ゲーム」「動画鑑賞」等
教養活動	「プログラムミーティング」「あかもんトーク」 「各種勉強会（食中毒・感染症）」「ショートトーク」等
防災活動	「防災訓練（避難場所、避難方法や避難グッズの確認等）」等
創作活動	「絵手紙」「折り紙」「ちぎり絵」「コラージュ」等
調理	お菓子作り等
地域活動	プチエコ活動（清掃活動）

イ 社会との交流の促進に関する業務

- ① プログラムを設定するにあたり「外部の講師」「ボランティア」「実習生」などに協力を依頼することで様々な人との交流を図る。
- ② 地域の行事に参加、協力できるよう地域の学区や社会福祉協議会、区役所等と連携し取り組む。

ウ 日常生活に必要な便宜を供与することに関する業務

- ① 生活上の困りごとや不安などについて必要に応じて個別に面談を実施することや年2回の定期的な面談を実施する。なお、対応が困難な事案については、障害者基幹相談支援センターや各専門機関に相談・連携し対応する。
- ② 利用者の状況やニーズに合わせ「プログラム」「講座」「メンバー同士の話し合いの場」などを設定し、日常生活上必要な知識や技能の獲得につなげる。

(2) 地域の事業所等との連携

- ① 自立支援連絡協議会へ参加し、「医療」「福祉」「地域住民」など地域とのネットワークを構築する。
- ② 区内に点在する「医療機関」「福祉関係機関」「行政機関」を中心に、事業内容の理解を求める為の説明や利用者支援に必要な情報交換を目的とした電話や訪問を行う。
- ③ 精神障害者地域活動支援事業の交流会に定期的に参加することで情報交換や連携を強化する。

(3) 普及啓発等事業

ア 地域住民ボランティアの育成に関する業務

- ① 地域のボランティア団体や障害者サロン団体等と連携し、地域とのつながりを作りながら、地域のボランティア活動に協力する。
- ② 地域住民や学生などのボランティア希望者の受け入れを行なうことで、ボランティアの育成につなげる。

イ 障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業の実施に関する業務

- ① 自立支援連絡協議会への参加・協力を通して「精神障害」に対する啓発活動を行う。
- ② 地域の行事に参加すること等を通して「障害」の理解につなげる。
- ③ ボランティアや実習生の受け入れを柔軟に行うことで「障害」の理解につなげる。
- ④ 普及啓発活動を実施するために、障害者基幹相談支援センターや鶴舞こころのクリニック、保健センターと3か月毎に会議を行ない、ピアサポーターの登録・育成について協議を行う。

5 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日、第2土曜日（10時30分～18時00分）

なお、地域の行事などに参加する場合は、土曜日や日曜日等の休日も営業する。

6 職員研修・人材育成

- ① 愛知県や名古屋市、名古屋市社会福祉協議会、自立支援連絡協議会などが主催する研修へ参加することでより幅広いスキルを身に付けられるようにする。
- ② あかもん内で利用者対応や知識、技能の向上を目的に毎月研修を実施する。
- ③ 障害者基幹相談支援センター、グリーンハウスと合同で事例検討会を2ヶ月毎（奇数月）に実施する。

7 職員ミーティング

月2回、あかもんのスタッフと障害者基幹相談支援センターのセンター長等が集まることで、業務を遂行するために必要な情報交換や協議を行う。

【名古屋市重症心身障害児者施設ティンクルなごや】

〈全体の方針〉

ティンクルなごやは、令和6年度末で現在の指定管理期間が満了となる。次期指定管理者選定への応募に向け、これまで9年にわたる重症心身障害児者の療育実績を基礎に、入所利用者の障害の重度化や医療的依存度の高まり、保護者の高齢化といった課題に確実な対応を進めるとともに、感染対策とのバランスがとれた安心・安全な施設運営に注力する。また、地域の支援機関との連携を深化させ、在宅で暮らす重症心身障害児者の支援のネットワーク構築を進める。

1 サービス

施設定員90名を効果的に運用し、長期入所、短期入所それぞれの利用ニーズに的確に対応する。

- (1) 生活支援（長期入所：設定定員80名）※医療型障害児入所施設、療養介護
 - ・ 「名古屋市重症心身障害児者施設における施設入所指針」に則り、公の施設としての役割をふまえ、指定管理者として責任ある運営を行う。
 - ・ 通常枠（設定定員75名）の受入れでは、医療的ケアの度合いが高い重度の重症心身障害児者を中心に受入促進を図り、稼働率100%を維持する。
 - ・ 緊急枠（設定定員5名）を設け、関係機関等との緊密な連携のもと入所を必要とする方の状況を見極め、迅速かつ柔軟な受け入れを行う。
 - ・ 入所希望者からの相談に対しては、アウトリーチも含めた丁寧な対応姿勢で臨み、施設環境やサービス内容の説明を十分に行いつつ、利用対象者からの申込受付を公平に進め、待機者名簿を厳正に管理する。
 - ・ 空床が生じた際には、名簿登載順に現状把握と意向確認を進め、市が主催する会議で入所適当と判断された障害児者について迅速な受け入れを行う。
 - ・ 措置入所、一時保護等が必要なケースについては、児童相談所との調整を迅速かつ綿密に進め、利用者の最善の利益を損なうことのないよう、遅滞なく受け入れを行う。
- (2) 在宅支援（短期入所：設定定員10名／空床利用）
 - ・ 利用日の属する月の前々月から、インターネットにより先着順で申し込みを受け付け、できる限り多くの方に利用いただけるよう丁寧な利用調整を行う。
 - ・ 緊急の利用ニーズを把握した場合、その背景や状況の的確な把握のもと利用可否について迅速に判断し、可能な限り受け入れを行うとともに、利用困難と判断した場合には、代替手段の提示や確保協力を行う。なお、円滑な受け入れができるよう、平時からの短期入所の利用を促す。
 - ・ 空床利用枠10名に対し平均70%以上の稼働率を目指すとともに、保護者の方とのきめ細かな情報共有に努め、利用者が安心、安全に過ごしていただけるよう、一人ひとりの特性に応じた適切なケアを行う。

- 新型コロナウイルスはじめ様々な感染症への対策の観点から、個室での受入れ対応を当分の間継続する。

【利用予定見込み数】

区 分	月当り	年間	日平均
延利用者数(日)	220	2640	7.2
うち超重症児(日)	20	240	0.7
うち準超重症児(日)	45	540	1.5
実利用者数(人)	60	120	
延利用件数(件)	65	780	
契約者数(人)	120	120	

2 職員の質の向上

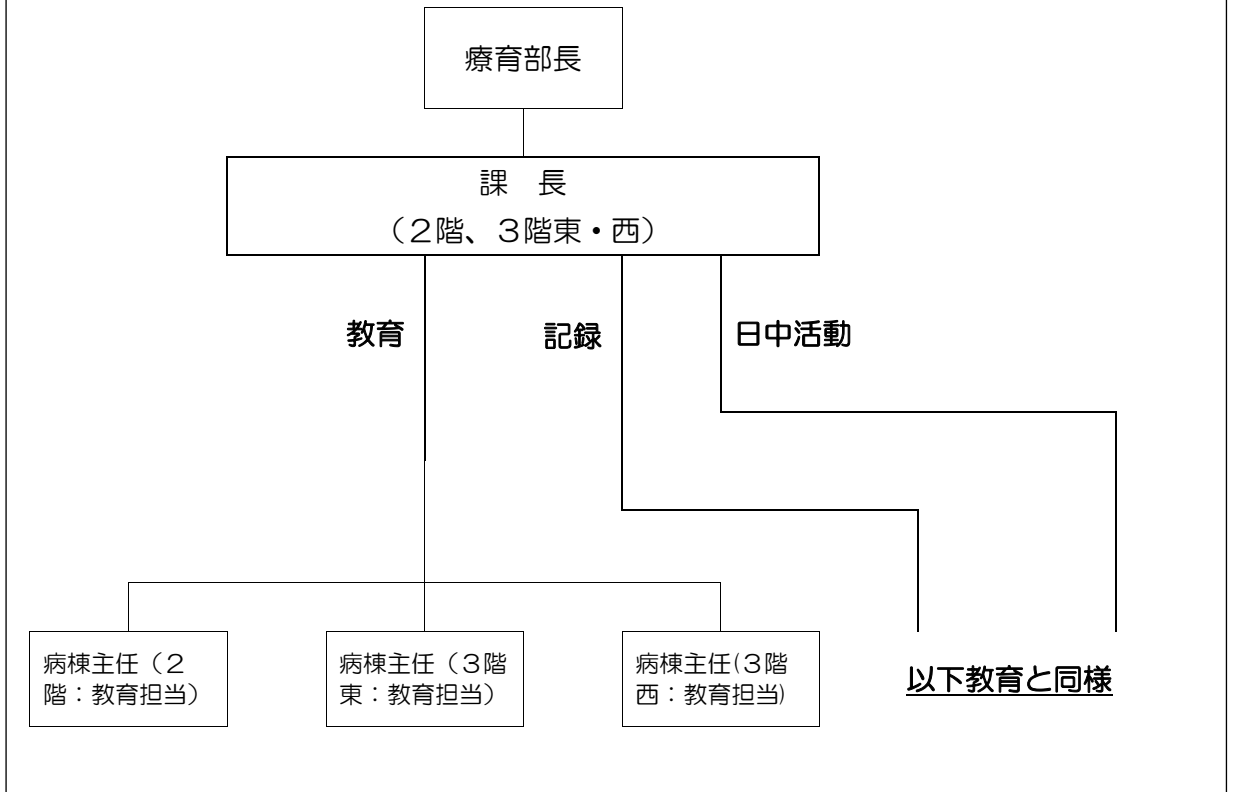
- 障害の重度化等に適切に対応し、ケアの質を向上させるため、引き続き「教育」「記録」「日中活動」の3分野で委員会活動を強化し、支援の充実を図る。
- 制度改正等の動向を注視し、医療、障害福祉サービスに係る最新情報の収集と必要な知識の習得に努めつつ、職場への還元、浸透を図ることにより職員全体のレベル向上につなげる。
- ケアスタッフのキャリアに応じた人材育成方針を定め、計画的、体系的な研修等の仕組みづくりに着手する。
- 人権尊重の視点に立って、日々のケアを点検する職場風土づくりを進めるため、「気づき」を大切にされたワークショップ型 OJT を継続し、職員の共通理解の深化と行動における主体性の発揮につなげる。また、接遇向上のための研修に取り組む。

教 育： 職員研修等を通じて、医療機関、福祉施設及び公の施設としての役割について基本的な理解、知識の向上を図る。また、職員個々の専門的知識の蓄積によるスキルアップを図る。

記 録： 看護、生活支援、サービス提供実績等の各種記録について、作成方法等を明確にし、正確な記録作成及び職員によるばらつきを抑制を図る。

日中活動： 利用者個々のライフステージに合わせて日常生活の支援及び生活を豊かにするための日中活動の内容について定期的に見直しを行い、利用者の生活の質の向上を図る。

■体制



3 課題への対応

- 管理業務の実施に当たっては、名古屋市と緊密な連携を図るとともに、指定管理料の適切な管理と効果的な執行に努める。
- 利用者の健康観察を適切に行い、必要な医療、看護、介護を提供するとともに、療育・日中活動や保護者との交流に関しては、感染対策との均衡を図りつつ、サービスに対する利用者、保護者の満足度向上を目指す。
- 令和6年度は、重点課題として以下の5点に注力して取り組む。

(1) 次期10年にかかる中期戦略の策定

- 次期指定管理者の選定期間を見据え、開設以来取り組んできた事業の歩みを振り返り、今日的な利用者ニーズや課題を踏まえ、今後10年の施設運営の方向性と具体的な方策を含む中期戦略を策定する。
- 長期利用者の高齢化と障害の重度化への対応、保護者の高齢化に伴う成年後見制度の活用支援、在宅における医療的ケア児支援、短期入所のさらなる充実等を中心的課題に位置づけ、解決のための事業展開、組織体制、人材育成等のあり方について整理する。

(2) 感染対策との均衡を図った面会、交流方式への転換

- 新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、重症化リスクが高い利用者が多い当施設の特性に鑑み、基本的な感染対策を徹底する必要がある。
- しかしながら、保護者と利用者との交流機会の充実は、生きがいや心身の健康に何よりも重要な課題であることから、他の施設等での取り組みも参考にしながら、制限緩和の具体策を明らかにしていく。特に、面会、外出、行事等のあり方について、保護者との意見調整を行い、状況に応じて安全性と満足度の均衡のとれた方式への転換を図る。
- コロナ禍で始まったオンライン面会やホームページ上での動画配信については、来所困難な保護者への利便性もあることから、今後も継続し内容の充実を図る。
- 感染症発生時における業務継続計画については、内容の総点検を行い、より実効性のある内容に見直すとともに、訓練を通じて職員への周知徹底を図る。

(3) 事故等の防止推進

- 利用者の加齢等に伴う身体状況の変化に対する理解と対応、職員体制の変化等に対応した療育技術の継承といった課題が浮き彫りとなり、医療安全管理上問題となる事案が複数回にわたり発生した。
- 「骨折」事案は、令和4年度に比べ減少したものの複数回発生するとともに、過去に受傷歴のある方に繰り返し発生したほか、「爪剥離」のケースも問題となった。
- 短期入所利用中の事故等報告が複数回発生し、在宅生活中の様子や医療的ケアの状況に関する、一層きめ細かい情報把握の重要性を改めて認識することとなった。

- こうした状況を真摯に受け止め、利用者や保護者の方々に安心していただける医療、ケア、介護の実現に向け、以下の項目に重点的に取り組むこととする。

① 骨折予防対策

- 多職種による既発事例の分析検証、再発防止策の具体化を継続的に行い、骨折防止のためのガイドライン策定を進めるとともに、個別支援計画等において個々の特性に応じた防止策を具体化し、ハイリスク者における骨折防止の取組みを強化する。

② その他事故等防止対策

- 誤薬防止、転落防止、爪剥離防止対策の推進
- 気管カニューレの計画外抜去時の処置手順等の徹底 など

③ 再発防止に向けた主体的な検証と部署横断的な啓発

- セイフティマネージャーを中心に、「RCA分析」など事故等の真因を探り、実効性のある再発防止策の構築に努める。
- また、医療安全管理委員会の場を活用した事例検討などを通じ部署横断的に情報を共有し、再発防止の機運を高める。

④ 医療事故等の情報開示

- 令和4年度に策定した事故等公表基準に則り、「包括的公表」、「統計的公表」を定期的に行い、安心して信頼いただける医療、ケア、介護を目指す。

(4) 人権尊重の視点に立ったケアの実践と虐待防止

- 令和2年度に発生した虐待事案について、未然防止策の不備や事後対応の遅延等に厳しい指摘を受けることとなった。その教訓を風化させることのないよう各種取組みを持続、深化させる。
- 令和4年度に策定した「虐待防止ガイドライン及び発生時対応マニュアル」の継続的な周知、セルフチェックによる「振り返り」の定期的な実施に加え、身体拘束に関する検証、日常のケアや介護に潜むリスクに気づくためのグループ研修等を通じ、組織全体の支援の質の向上、職員の主体的な改善行動につなげ、人権感覚に優れた職場風土を目指す。
- 特に、令和6年度は、新たに策定した「同性介助の指針」に則り、利用者一人ひとりの尊厳を大切にする「より良いケア」の実践に努める。

(5) 地域・在宅相談支援の推進

- 令和4年度から取り組んできた、16区の障害者基幹相談支援センターとのネットワークづくりを一層推進し、相談支援部会をはじめとした各区自立支援連絡協議会との連携強化を図る。
- 個別ケースでの相談・支援場面での協働、連携を積み重ねながら、関係機関や事業所とのネットワーク化を進め、重症心身障害児者の在宅ケアを支える社会資源の裾野拡大を図るとともに、社会資源情報のデータバンク化の検討を進める。
- 地域の支援者や保護者向けの研修を拡充し、重症心身障害児者の在宅生活や地域生活の支援に有益な情報発信を推進する。

- ・ 緊急利用ニーズへの対応として、平時からティンクルなごやを短期入所利用していただく働きかけを進めるとともに、ティンクルなごやが関係機関・社会資源相互の調整役としても機能し、ネットワーク全体の対応力向上を図る。
- ・ 令和6年度からは、「地域・在宅相談支援室」を組織し、地域に開かれた相談支援窓口として、また、関係機関や他の重症心身障害児者施設などとのネットワークの要としての機能を発揮していく。

4 委員会活動

部署や職種横断的なメンバーで構成する「委員会」を設置し、その活動を通して利用者の安心・安全の保障とサービスの向上を図り、保護者の皆様をはじめ関係各方面からの信頼に応える施設運営を目指す。

委員会	開催予定	設置趣旨及び主な活動目標(令和6年度)
医療安全管理	11回	インシデントや医療事故の評価分析と再発防止の取組みを通じ、医療・ケアの質の維持・向上を図り、適切な医療安全管理体制の構築と安全な医療の提供を進める。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修（全職員対象）2回 ※RCA分析含む ・ 介護リフト、医療ガス、診療放射線安全研修 各1回 ・ 院内巡視点検(ラウンド) 2回 ・ 医療事故等公表基準に基づく情報開示の実施管理 ・ 骨折防止のためのガイドラインの策定
感染対策	11回	感染予防、再発防止及び感染拡大防止など感染対策の徹底と、職員への組織的な教育・啓発を含め、施設における感染対策の進行管理を総括する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の感染症把握とワクチン接種状況の管理徹底 ・ 職員研修、手洗いチェック（全職員対象）各2回 ・ 院内巡視点検(ラウンド) 2回 ・ 感染症発生時の業務継続計画の訓練と検証

委員会	開催 予定	設置趣旨及び主な活動目標(令和6年度)
虐待防止	18回	<p>虐待防止の取組みと発生時対応の厳正実施について、マニュアルに則り組織的進行管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員セルフチェック 各2回 ・ 職員研修（新規採用者、全職員対象）各1回 ・ 「気づき」を重視したグループワーク形式の研修実施 ・ 同性介助の指針、マニュアルの周知と継続的な検証
身体拘束適正化	6回	<p>施設が定める「身体拘束をしないための指針」に則った適切なケアの実施状況について進行管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修（新規採用者、全職員対象）各1回 ・ 適正化に関する個別事例検討
栄養・給食	11回	<p>栄養部門の運営と関連部門との連携を円滑にし、栄養管理、食事・献立管理、食事提供管理、衛生管理、サービス向上の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の適切な栄養管理を行うためのNST（栄養サポートチーム）会議を開催 36回 ・ 嚥下状態の観察・評価を行うためのDST（摂食嚥下サポートチーム）会議を開催 24回 ・ 診療報酬上の「栄養サポートチーム加算」の導入準備
褥瘡対策	6回	<p>褥瘡及び合併する感染予防対策に関する事項を検討し、施設として必要な取り組みの進行管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修（新規採用者、医療従事者対象）各1回 ・ 車いす乗車時の除圧ケア定着等の取り組みの推進

委員会	開催 予定	設置趣旨及び主な活動目標(令和6年度)
防災対策	12回	<p>消防計画に基づき、消防設備の点検管理や自衛消防組織の運営、職員への教育・訓練活動等を総括するとともに、地域、近隣施設と防災上の連携を進める。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> • 防災訓練 12回（うち総合訓練2回、夜間想定訓練1回、風水害想定訓練1回、業務継続計画に基づく研修・訓練1回、きずなネット配信訓練1回以上含む） • 訓練内容を踏まえたアクションカードの作成、業務継続計画の検証
行事	18回	<p>行事の企画・運営を総括し、利用者のアメニティ向上を図るとともに保護者、支援者及び地域社会との交流を促進し共生社会の実現に寄与する。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> • 施設内小イベントの企画、実施（7月） • ティンクルまつり（家族・地域交流型 屋外イベント）（秋頃） ※状況により、屋内又はリモート・イベントも想定
広報	6回	<p>保護者をはじめ関係機関や地域の人々に向けた、効果的で訴求力のある情報発信を進める。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> • ホームページ等を活用した情報発信（スタッフブログの随時更新、掲載写真のリニューアル等） • ティンクルなごや通信の発行 2回